

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約
保険商品別特約集

2020年5月
三井住友海上火災保険株式会社

<目次>

保険商品		特約掲載頁
事業活動総合保険 (ビジネスキーパー)	保険始期日が2015年10月1日以降	P2
	保険始期日が2015年9月30日以前	P5
企業財産包括保険(プロパティ・マスター)、企業費用・利益総合保険		P8
店舗休業保険		P11
ビジネスプロテクター	保険始期日が2019年10月1日以降	P13
	保険始期日が2019年9月30日以前	P16
生産物賠償責任保険、旅館賠償責任保険、店舗賠償責任保険		P19
事業財産総合保険		P22

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	食中毒・特定感染症補償契約	保険証券の「補償の内容（休業損害補償条項）」欄の「食中毒・特定感染症」に「○」が付されている保険契約をいいます。
た	対象施設	施設（注）または施設（注）が所在する建物等をいいます。 （注）普通保険約款休業損害補償条項第1条（保険の対象の範囲）（1）に規定する施設をいいます。
ほ	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、食中毒・特定感染症補償契約に適用されます。

第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）により、被保険者に生じた損失等に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 新型コロナウイルス感染症（注）に罹患した者が対象施設にいたこと等により、対象施設が、新型コロナウイルス感染症（注）の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置
- ② ①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、普通保険約款休業損害補償条項第3条（保険金を支払わない場合）（1）および（2）に掲げる損失等に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- （2）当社は、事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失等に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。

(3) 当社は、この保険契約の保険期間の開始日（注1）の翌日から起算して14日以内に発生した事故による損失等に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合は除きます。

① 継続契約（注2）

② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約（注4）

（注1）普通保険約款休業損害補償条項が保険期間の途中で適用された場合は、同条項が適用された日とします。

（注2）継続契約とは、食中毒・特定感染症補償契約の保険期間の終了日（注3）を保険期間の開始日とし、被保険者および対象施設を同一とする保険契約をいいます。

（注3）その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。

（注4）初年度契約とは、食中毒・特定感染症補償契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。

第4条（緊急対応費用保険金の支払額）

(1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。

(2) 保険金を支払うべき事故が同一の保険年度中に2回以上生じても、当社が支払う保険金の額は、保険年度ごとに通算して、20万円を限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、同一の保険年度に生じた事故に対するそれぞれの支払責任額（注）の合計額が20万円を超えるときは、当社は、次表に定める額を緊急対応費用保険金の額とします。

区分	緊急対応費用保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（緊急対応費用保険金の請求）

(1) 当社に対する緊急対応費用保険金の請求権は、事故による損失等が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- (2) 緊急対応費用保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款および休業損害補償特約（スタンダード用）または休業損害補償特約（スリム用）の「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
し	食中毒・特定感染症補償契約	休業損害補償特約（スタンダード用）または休業損害補償特約（スリム用）が付帯された保険契約をいいます。
た	対象施設	施設（注）または施設（注）が所在する建物等をいいます。 （注）休業損害補償特約（スタンダード用）または休業損害補償特約（スリム用）第1条（保険の対象の範囲）（1）に規定する施設をいいます。
ほ	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、食中毒・特定感染症補償契約に適用されます。

第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）により、被保険者に生じた損失等に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 新型コロナウイルス感染症（注）に罹患した者が対象施設にいたこと等により、対象施設が、新型コロナウイルス感染症（注）の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置
- ② ①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、休業損害補償特約（スタンダード用）および休業損害補償特約（スリム用）第3条（保険金を支払わない場合）（1）および（2）に掲げる損失等に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。

- (2) 当社は、事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失等に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (3) 当社は、この保険契約の保険期間の開始日（注1）の翌日から起算して14日以内に発生した事故による損失等に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合は除きます。
- ① 継続契約（注2）
 - ② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約（注4）
- （注1）保険期間の途中で契約条件変更により食中毒・特定感染症補償契約に変更された場合または食中毒・特定感染症補償契約に施設が追加された場合は、変更または追加された日とします。
- （注2）継続契約とは、食中毒・特定感染症補償契約の保険期間の終了日（注3）を保険期間の開始日とし、被保険者および対象施設を同一とする保険契約をいいます。
- （注3）その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。
- （注4）初年度契約とは、食中毒・特定感染症補償契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。

第4条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 保険金を支払うべき事故が同一の保険年度中に2回以上生じても、当社が支払う保険金の額は、保険年度ごとに通算して、20万円を限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、同一の保険年度に生じた事故に対するそれぞれの支払責任額（注）の合計額が20万円を超えるときは、当社は、次表に定める額を緊急対応費用保険金の額とします。

区分	緊急対応費用保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（緊急対応費用保険金の請求）

- （1）当社に対する緊急対応費用保険金の請求権は、事故による損失等が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）緊急対応費用保険金の請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款ならびにこれに付帯される休業損害補償特約（スタンダード用）、休業損害補償特約（スリム用）および他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明						
し	食中毒・特定感染症補償契約	食中毒・特定感染症利益補償特約（利益保険金用）、食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産包括保険・利益保険金用）、食中毒・特定感染症利益補償特約、休業損害補償特約、休業損害補償特約（限定型）または休業損害補償特約（企業財産包括保険用）が適用された保険契約をいいます。						
そ	損失	営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。						
た	対象施設	施設（注）または施設（注）が所在する建物等をいいます。 （注）この特約が適用される保険契約に適用される次表の特約に規定する施設をいいます。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>特約</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食中毒・特定感染症利益補償特約（利益保険金用）、食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産包括保険・利益保険金用）または食中毒・特定感染症利益補償特約</td> <td>左記特約の「用語の説明」に規定する施設をいいます。</td> </tr> <tr> <td>休業損害補償特約、休業損害補償特約（限定型）または休業損害補償特約（企業財産包括保険用）</td> <td>左記特約の第1条（保険の対象の範囲）（1）に規定する施設をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	特約	施設	食中毒・特定感染症利益補償特約（利益保険金用）、食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産包括保険・利益保険金用）または食中毒・特定感染症利益補償特約	左記特約の「用語の説明」に規定する施設をいいます。	休業損害補償特約、休業損害補償特約（限定型）または休業損害補償特約（企業財産包括保険用）	左記特約の第1条（保険の対象の範囲）（1）に規定する施設をいいます。
特約	施設							
食中毒・特定感染症利益補償特約（利益保険金用）、食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産包括保険・利益保険金用）または食中毒・特定感染症利益補償特約	左記特約の「用語の説明」に規定する施設をいいます。							
休業損害補償特約、休業損害補償特約（限定型）または休業損害補償特約（企業財産包括保険用）	左記特約の第1条（保険の対象の範囲）（1）に規定する施設をいいます。							
ほ	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日当日から1年間をいいます。						

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、食中毒・特定感染症補償契約に適用されます。

第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）により、被保険者に生じた損失に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払

います。

- ① 新型コロナウイルス感染症（注）に罹患した者が対象施設にいたこと等により、対象施設が、新型コロナウイルス感染症（注）の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置
- ② ①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失
- ② 被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱
- ⑧ 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害

（2）当社は、事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。

（3）当社は、この保険契約の保険期間の開始日（注4）の翌日から起算して14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① 継続契約（注5）
- ② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約（注7）

（注1）保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

（注4）保険期間の途中で契約条件変更により食中毒・特定感染症補償契約に変更された

場合または食中毒・特定感染症補償契約に施設が追加された場合は、変更または追加された日とします。

(注5) 継続契約とは、食中毒・特定感染症補償契約の保険期間の終了日(注6)を保険期間の開始日とし、被保険者および対象施設を同一とする保険契約をいいます。

(注6) その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。

(注7) 初年度契約とは、食中毒・特定感染症補償契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。

第4条(緊急対応費用保険金の支払額)

(1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。

(2) 保険金を支払うべき事故が同一の保険年度中に2回以上生じても、当社が支払う保険金の額は、保険年度ごとに通算して、20万円を限度とします。

第5条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合において、同一の保険年度に生じた事故に対するそれぞれの支払責任額(注)の合計額が20万円を超えるときは、当社は、次表に定める額を緊急対応費用保険金の額とします。

区分	緊急対応費用保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額(注)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額(注)を限度とします。

(注) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条(緊急対応費用保険金の請求)

(1) 当社に対する緊急対応費用保険金の請求権は、事故による損失が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 緊急対応費用保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
た	対象施設	施設（注）または施設（注）が所在する建物等をいいます。 （注）店舗休業保険自動追加特約の「用語の説明」に規定する施設をいいます。
ほ	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

第1条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）により、被保険者に生じた損失に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 新型コロナウイルス感染症（注）に罹患した者が対象施設にいたこと等により、対象施設が、新型コロナウイルス感染症（注）の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置
- ② ①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。

第2条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- （2）当社は、事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- （3）当社は、保険期間の途中で契約条件変更により施設が追加された場合は、追加された日の翌日から起算して14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、令和2年5月11日以前に契約条件変更の届出がされた施設の追加を除きます。

第3条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 保険金を支払うべき事故が同一の保険年度中に2回以上生じても、当社が支払う保険金の額は、保険年度ごとに通算して、20万円を限度とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、同一の保険年度に生じた事故に対するそれぞれの支払責任額（注）の合計額が20万円を超えるときは、当社は、次表に定める額を緊急対応費用保険金の額とします。

区分	緊急対応費用保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第5条（緊急対応費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する緊急対応費用保険金の請求権は、事故による損失が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 緊急対応費用保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款、企業包括特別約款および食中毒・特定感染症利益補償特約の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	食中毒・特定感染症補償契約	食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された当社との保険契約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）に基づく保険契約のうち、食中毒・特定感染症補償契約に適用されます。

第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）により、被保険者に生じた損失に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 新型コロナウイルス感染症（注）に罹患した者が保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）にいたこと等により、施設が、新型コロナウイルス感染症（注）の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置
- ② 上記①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、食中毒・特定感染症利益補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- （2）当社は、事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- （3）当社は、この保険契約の保険期間の開始日（注1）の翌日から起算して14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、

この保険契約が次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 継続契約（注2）
 - ② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約（注4）
- （注1）食中毒・特定感染症利益補償特約が保険期間の途中で付帯された場合は、同特約が付帯された日とします。
- （注2）継続契約とは、食中毒・特定感染症補償契約の保険期間の終了日（注3）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。
- （注3）その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。
- （注4）初年度契約とは、食中毒・特定感染症補償契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。

第4条（緊急対応費用保険金の支払額）

- （1）当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- （2）保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上生じても、当社が支払う保険金の額は、保険期間中に20万円を限度とします。
- （3）本条（2）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が20万円を超えるとときは、当社は、次表に定める額を緊急対応費用保険金の額とします。

区分	緊急対応費用保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（緊急対応費用保険金の請求）

- （1）当社に対する緊急対応費用保険金の請求権は、事故による損失が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）緊急対応費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款、企業総合賠償特別約款および食中毒・特定感染症利益補償特約（ビジネスプロテクター用）の規定による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	食中毒・特定感染症補償契約	食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された当社との保険契約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および企業総合賠償特別約款（以下「特別約款」といいます。）に基づく保険契約のうち、食中毒・特定感染症補償契約に適用されます。

第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）により、被保険者に生じた損失に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 新型コロナウイルス感染症（注）に罹患した者が保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）にいたこと等により、施設が、新型コロナウイルス感染症（注）の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置
- ② 上記①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、食中毒・特定感染症利益補償特約（ビジネスプロテクター用）第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- （2）当社は、事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- （3）当社は、この保険契約の保険期間の開始日（注1）の翌日から起算して14日以内

に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 継続契約（注2）
 - ② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約（注4）
- （注1）食中毒・特定感染症利益補償特約（ビジネスプロテクター用）が保険期間の途中で付帯された場合は、同特約が付帯された日とします。
- （注2）継続契約とは、食中毒・特定感染症補償契約の保険期間の終了日（注3）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。
- （注3）その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。
- （注4）初年度契約とは、食中毒・特定感染症補償契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。

第4条（緊急対応費用保険金の支払額）

- （1）当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- （2）保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上生じても、当社が支払う保険金の額は、保険期間中に20万円を限度とします。
- （3）本条（2）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が20万円を超えるときは、当社は、次表に定める額を緊急対応費用保険金の額とします。

区分	緊急対応費用保険金の額
① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注2）
② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合	20万円から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注2）を限度とします。

（注1）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（緊急対応費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する緊急対応費用保険金の請求権は、事故による損失が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 緊急対応費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款、この特約が付帯される特別約款および食中毒・特定感染症利益補償特約の規定による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	食中毒・特定感染症補償契約	食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された当社との保険契約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

(1) この特約は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および次のいずれかの特別約款（以下「特別約款」といいます。）に基づく保険契約（注）のうち、食中毒・特定感染症補償契約に適用されます。

- ① 生産物特別約款
- ② 旅館特別約款
- ③ 店舗特別約款

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、この特約は、第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）①または②に該当する事故による損失に対して保険金を支払う保険契約には、適用しません。

(注) 保険期間の開始日が令和元年10月1日以降の保険契約に限ります。

第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）により、被保険者に生じた損失に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 新型コロナウイルス感染症（注）に罹患した者が保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）にいたこと等により、施設が、新型コロナウイルス感染症（注）の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置
- ② 上記①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、食中毒・特定感染症利益補償特約第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (3) 当社は、この保険契約の保険期間の開始日（注1）の翌日から起算して14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合は除きます。
- ① 継続契約（注2）
- ② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約（注4）
- （注1）食中毒・特定感染症利益補償特約が保険期間の途中で付帯された場合または食中毒・特定感染症補償契約に施設が追加された場合は、同特約が付帯された日または施設が追加された日とします。
- （注2）継続契約とは、食中毒・特定感染症補償契約の保険期間の終了日（注3）を保険期間の開始日とし、記名被保険者および施設を同一とする保険契約をいいます。
- （注3）その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。
- （注4）初年度契約とは、食中毒・特定感染症補償契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。

第4条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 保険金を支払うべき事故が同一の施設において保険期間中に2回以上生じても、当社が支払う保険金の額は、1つの施設につき保険期間中に20万円を限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が20万円を超えるときは、当社は、次表に定める額を緊急対応費用保険金の額とします。

区分	緊急対応費用保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（緊急対応費用保険金の請求）

- （1）当社に対する緊急対応費用保険金の請求権は、事故による損失が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）緊急対応費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」および休業損失等補償条項第1節休業損失補償条項「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
き	休業損失補償契約	保険証券において、「休業損失等補償条項」の「休業損失」の補償に対する保険金額・支払限度額の記載がある保険契約をいいます。
と	特約補償対象施設	この特約の補償対象となる施設 ^(注) または施設 ^(注) が所在する建物等をいいます。 (注) 施設 普通保険約款休業損失等補償条項第1節休業損失補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)①または②の物件をいいます。
ほ	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、休業損失補償契約に適用されます。

第2条 (緊急対応費用保険金を支払う場合)

当社は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由(以下「事故」といいます。)により、被保険者に生じた損失に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 新型コロナウイルス感染症^(注)に罹患した者が特約補償対象施設にいたこと等により、特約補償対象施設が、新型コロナウイルス感染症^(注)の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置
- ② ①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

(注) 新型コロナウイルス感染症

病原体が、ベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款休業損失等補償条項第1節休業損失補償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (3) 当社は、この保険契約の保険期間の開始日（注1）の翌日から起算して14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① 継続契約（注2）
 - ② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約（注4）

（注1）開始日

保険期間の途中で契約条件変更により休業損失補償契約に変更された場合または休業損失補償契約に施設が追加された場合は、変更または追加された日とします。

（注2）継続契約

休業損失補償契約の保険期間の終了日（注3）を保険期間の開始日とし、被保険者および特約補償対象施設を同一とする保険契約をいいます。

（注3）終了日

その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。

（注4）初年度契約

休業損失補償契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。

第4条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 保険金を支払うべき事故が同一の保険年度中に2回以上生じても、当社が支払う保険金の額は、保険年度ごとに通算して、20万円を限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、同一の保険年度に生じた事故に対するそれぞれの支払責任額（注）の合計額が20万円を超えるときは、当社は、次表に定める額を緊急対応費用保険金の額とします。

区分	緊急対応費用保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われ	20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、こ

た場合	の特約の支払責任額 ^(注) を限度とします。
-----	-----------------------------------

(注) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（緊急対応費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する緊急対応費用保険金の請求権は、事故による損失が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 緊急対応費用保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。